

別府市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

制定 平成20年8月27日

別府市告示第249号

改正 平成25年3月27日

別府市告示第78号

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、予算の定めるところにより特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することで、在宅での日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(給付の対象用具及び対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表の種目の欄に掲げるものとする。

2 用具の給付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する小児慢性特定疾患児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)による施策(小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成24年法律第51号)による施策の対象とならない者に限る。)のうち別表の対象者の欄に掲げるものとする。

(給付の申請)

第3条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けようとするときは、日常生活用具給付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の扶養義務者の前年分の所得税及び当該年度の市町村民税の課税額を証明する書類(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯であるときは、その旨の証明書)
- (2) 小児慢性特定疾患医療受診券の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、税額等調査同意書（様式第2号）の提出があつて、公簿等により前項第1号に掲げる書類の記載事項を確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（給付の決定）

第4条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、用具の給付を受けようとする対象者の身体状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、速やかに日常生活用具給付調査書（様式第3号）を作成するとともに、その内容を審査し、用具の給付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、用具の給付を行うことを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を交付するものとし、用具の給付を行わないことを決定したときは、却下決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（用具の給付）

第5条 市長は、前条第2項の規定により日常生活用具給付決定通知書による通知を受けた対象者の扶養義務者（以下「給付決定扶養義務者」という。）に用具の給付を行うときは、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 給付決定扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、当該給付決定扶養義務者の収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により給付決定扶養義務者が負担する額は、1給付につき次に掲げる額の合計額とする。

(1) 用具の給付に要する費用が、別表の基準額を超えるときは、用具の給付に要する費用から基準額を減じた額

(2) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について（平成1

7年雇児発第0221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱別表2に定める額

3 給付決定扶養義務者は、市長から用具の給付を委託された業者から当該用具を受け取る時は、給付券を添えて、前2項の規定により負担することとされている額を直接業者に支払わなければならない。

4 市長は、用具の給付に要する費用のうち、前項に規定する額を除いた額を負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 市長から用具の給付を委託されて用具を給付した業者は、前条第4項に規定する市長が負担する額を請求しようとするときは、請求書に給付券を添えて市長に提出するものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年6月16日告示第221号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

種目	対象者	性能等	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,450円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 (1) 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円

特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有する電動以外のもの	70,400円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円
電動式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	20,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	37,800円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円

パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	157,500円
------------	---------------	--	----------